

一 般 競 争 入 札 の 公 告

広島高速道路公社職員技術研修資料作成等業務

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年8月5日

広島高速道路公社 理事長 熊谷 銳

1 業務概要

- (1) 業務名 広島高速道路公社職員技術研修資料作成等業務
- (2) 業務場所 広島市東区温品一丁目
- (3) 業務内容 本件業務は広島高速道路公社に従事する職員を対象とした技術研修の資料作成等を行うものである。
資料作成等業務
多様な入札契約方式（技術提案・交渉方式） 1式
道路構造物等の維持修繕 1式
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和3年2月26日まで

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 公告の日において、広島高速道路公社における令和元年・2年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録しており、かつ、広島県における令和元年・2年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿における土木関係建設コンサルタント業務分野の「鋼構造及びコンクリート」部門において、国土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づく登録をしていることが確認できる者であること。
- (2) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (4) 公告の日から開札の日までの間において、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日から開札の日までの間において、営業停止処分（本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。
- (6) 広島県内に、本店又は支店等（継続して契約権限等を受任しているものに限る。）を有する者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。
ア 親会社と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。
ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注業務において、平成22年度以降に完了及び引渡しを行った、CM（コンストラクション・マネジメント）業務および道路分野における修繕計画策定業務の業務実績（再委託による業務実績を除く。）を有する者であること。
- (9) 管理技術者に、次の資格要件のいずれかの保有技術者を配置できること。
ア 技術士（総合技術監理部門：建設—鋼構造物及びコンクリート、又は建設部門：鋼構造物及びコンクリート）
イ RCCM（鋼構造及びコンクリート）
- (10) 管理技術者に、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注業務において、平成22年度以降に、CM（コンストラクション・マネジメント）業務または道路分野における修繕計画策定業務に管理技術者として従事した業務経験がある者を配置できること。
- (11) 担当技術者に、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注業務において、平成22年度以降に、CM（コンストラクション・マネジメント）業務に管理技術者又は担当技術者として従事した業務経験がある者、道路分野における修繕計画策定業務に管理技術者又は担当技術者として従事した業務経験がある者をそれぞれ配置できること。

3 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話（082）508-6848

イ 業務内容に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 技術監理課 電話（082）508-6832

(2) 入札説明書等の交付期間及び場所

ア 期間 公告の日から令和2年8月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

(イ) 広島高速道路公社のホームページ (<https://www.h-exp.or.jp/>)

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び場所等

ア 期間 公告の日から令和2年8月24日（月）午後5時00分まで（必着）

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

ウ 方法 申請書等は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）することとし、一般書留及び簡易書留以外の郵送、持参及び電送によるものは受け付けない。

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して令和2年8月27日（木）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により、競争入札参加資格の有無の通知を行う。

なお、本件業務に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいないときは、本件業務に係る競争入札を中止する場合がある。

(5) 入札、開札の日時（予定）、場所、入札書の郵送方法等

ア 日時 令和2年9月7日（月） 午前9時30分

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送による入札は認めない。なお、郵送方法は以下のとおりとする。

・ 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。また、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。

・ 郵送先は上記（3）イに掲げる場所とする。

・ 到達期限は、令和2年9月4日（金）の午後5時00分までとする。

エ 立会 開札における入札者の立会はできないこととする。なお、開札にあたり、入札事務に関係のない公

社職員1名を立ち合わせることとする。詳細は、「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた入札等
の手続きの特例措置について」(公社ホームページ HOME 》調達情報 》入札・契約関係規程)を参照。

(6) 入札方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額
(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希
望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行
う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日
時及び開札場所を通知する。

4 入札保証金及び契約保証金等について

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付(契約金額の10パーセント以上を契約締結日までに納付)

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代える
ことができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を広島高速道
路公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び
入札に関する条件に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社郵便入札実施
要綱第6条の各号に掲げる入札、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱第18
条の2に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消
す。なお、広島高速道路公社により競争入札参加資格のある旨を確認されたものであっても、開札の場におい
て2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のないものに該当する。

5 低入札価格調査等について

(1) 調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱い

本件業務は、調査基準価格を設定しており、落札者となるべき者の入札価格がこれを下回る場合は、広島高
速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱第26条に基づく調査(以下「調査」という。)
を行った上で、後日落札決定する。調査は、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務低入札価格調
査制度事務取扱要綱により行うので、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。調査の結果、別に定
める「測量・建設コンサルタント等業務競争入札に係る適正な履行確保の基準」に掲げる基準のすべてを満た
さない場合は、落札者とはしない。

(2) 低入札価格者を落札者とした場合の措置

低価格入札者を落札者として契約を締結する場合は、受注者に対し、次の各号に掲げる措置を行うものとし
る。

ア 現地作業を伴う業務においては、管理技術者はすべての現地作業日において現地に常駐しなければならない
ものとする。複数の場所において同時に作業を行う場合は、管理技術者と同等の者(業務内容に応じた
資格保有者又は同等の能力と経験を有する者をいう。以下同じ。)を現地に常駐させること。なお、同等
の者については、再委託者であってはならない。また、管理技術者が常駐している写真及び業務日報を作
業のあった翌日の午前中までに調査職員に提出すること。

イ 点検測量を伴う業務においては、管理技術者が作業に立会を行うか、自らが実施しなければならないもの
とする。また、実施状況の写真及び資料について、調査職員に提出すること。

ウ 現地踏査及び調査を伴う業務においては、管理技術者自らが調査を行わなければならないものとする。
また、現地踏査及び調査完了時に調査職員に調査報告書を提出すること。

エ 照査技術者の選任を要する業務においては、建築関係建設コンサルタント業務を除き、受注者が自ら実
施する照査とは別の第三者による照査(以下「第三者照査」という。)を、受注者の費用負担において実施
しなければならないこととする。この場合において受注者は、自ら実施した照査結果と併せて第三者照査
の結果を提出するものとし、業務完了時の打合せにおいては、第三者照査を実施する者(以下「第三者照
査者」という。)が選任した照査技術者(以下「第三者照査技術者」という。)が管理技術者と共に調査職

員に対して報告するものとする。

オ 第三者照査者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

(ア) 受注者と次のいずれの関係にある者でないこと。

① 受注者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）

② 受注者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）

③ 受注者の親会社の子会社

④ 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）が受注者の役員又は管財人を兼ねている者

⑤ その他受注者と前記①から④までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

(イ) 締結する契約の該当する業務部門において、広島高速道路公社の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けている者であること。

(ウ) 当該低価格入札の開札日において、広島高速道路公社の指名停止措置の対象となっていないこと。

カ 第三者照査技術者は、受注者において選任した照査技術者と同等の者であること。

キ 受注者は、業務着手までに、第三者照査選任届に第三者照査者による確約書を添えて提出するものとする。

ク 第三者照査者が、照査業務を誠実に実施しなかった場合には、受注者及び当該第三者照査者に対して、指名停止措置を行うことがある。

ケ 第三者照査者及び第三者照査技術者は、真にやむを得ない場合を除き、調査時に提出した調査資料等に記載した第三者照査者及び第三者照査技術者と同一でなければならない。また、第三者照査選任届提出後の第三者照査者及び第三者照査技術者の変更は、真にやむを得ない場合を除き、認めない。

6 その他

(1) 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款及び設計図書に従い入札すること。

(2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。

(3) 設計図書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(4) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。

(5) 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争入札参加資格が無いものと扱う場合がある。

(6) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。

(7) 公告に定めるもののほか、本件業務の入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以 上